

諮問番号：令和元年度諮問第10号

答申番号：令和元年度答申第15号

答申書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成29年11月20日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

処分庁が本件処分を行ったため、審査請求人は、審査請求人の子（以下「A」という。）の家を出て生活することができなくなった。本件処分は違法又は不当である。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却が妥当である。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人は、居宅（借家）での単身世帯としての保護を求めて申請を行ったが、扶養調査の過程において、扶養義務者であるA宅で生活している状況が確認され、Aから提出された扶養届により、Aが審査請求人を扶養する意思が確認できたことから、本件処分を行ったものと認められる。
- (2) 審査請求人は、Aが審査請求人を扶養する旨を申し出てはいるが、自身の年金額が少額であり、Aの生活に影響が出ることを懸念し、保護が必要な旨を主張している。

しかしながら、後記第5の1の(1)から(3)のとおり、民法に定める扶養義務者の扶養は、法による保護に優先して行われることとされていることから、処分庁は、Aの審査請求人に対する扶養援助により、審査請求人の最低生活の需要を満たすことができると認められ、保護は要しないものとして本件処分を行ったものと認められる。

- (3) 以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和元年6月24日	諮問書の受領
令和元年6月28日	審査請求人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月16日 口頭意見陳述申立期限：7月16日
令和元年7月26日	第1回審議
令和元年8月23日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補正性」について規定しており、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、第2項において、「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

なお、「民法に定める扶養義務者」とは、配偶者、民法第877条第1項に掲げられている扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）及び同条第2項の規定に基づき家庭裁判所の審判により扶養の義務を負わされた三親等内の親族とされている。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の第5は、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務

者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。」と定めている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の第1の1(3)は、夫婦間又は親の未成熟の子に対する関係を生活保持義務関係と定めており、扶養の程度について、第5の2(5)イで、生活保持義務関係にある者を除く直系血族においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損なわない限度と定めている。さらに、第11の1の(2)は、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と定めている。

2 認定した事実

処分庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、平成29年10月24日付けで、処分庁に対し、保護開始の申請を行った。また、同日付けの面接記録票及び同年11月15日付けで処分庁がAから受領した扶養届からは、Aが勤め、一定の収入を得ていることが読みとれる。
- (2) 平成29年11月6日のケース記録票によると、審査請求人の居住実態がA宅にあることを処分庁のケースワーカーが確認している。
- (3) 平成29年11月13日付けで処分庁がAから受領した文書には、「これからも私が母を扶養していくつもりです」との記載があり、また前記(1)の扶養届によれば、「精神的な支援の可否」及び「金銭的な援助の可否」はともに「可能」と記載されている。
- (4) 平成29年11月20日付けで、処分庁は本件処分を行った。

3 判断

- (1) 審査請求人は、居宅(借家)での単身世帯としての保護を求めて申請を行い、申請が却下されたことへの不服を主張するが、前記1(1)から(3)のとおり、民法に定める扶養義務者の扶養は、法による保護に優先して行われることとされている。そのため、扶養調査の過程において、扶養義務者であるA宅で生活している状況が確認され、Aから提出された扶養届により、Aが審査請求人を扶養する意思が確認できたことから、処分庁はA

の審査請求人に対する扶養援助により審査請求人の最低生活の需要を満たすことができ、保護は要しないものとして、本件処分を行ったものと認められる。

(2) また、前記2(3)のとおり、Aが審査請求人への金銭的な援助を可能としていること、かつ、前記2(1)のとおり、Aは非稼働者ではなく、審査請求人を扶養しても、A自身について社会通念上ふさわしいと認められる程度の生活を損なうことがないといえることから、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点も認められない。

(3) よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第4部会

委員(部会長) 松村 信夫

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇